

# 千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）

平成29年 5月18日施行

平成30年 1月29日改正

平成31年 3月20日改正

令和 3年 3月31日改正

令和 4年 月 日改正

## （設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## （目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川等で大規模な浸水被害が発生したこと、さらに平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、市町村及び河川管理者等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千葉県の県管理河川流域において大規模な氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## （対象河川）

第3条 協議会は、坂川（指定区間）、新坂川、真間川、海老川、高崎川、根木名川、黒部川、都川、養老川、小櫃川、小糸川、一宮川、夷隅川、矢那川、加茂川、平久里川、小野川、椎津川、栗山川、作田川、真亀川、南白亀川、村田川、木戸川、湊川、手賀沼、その他千葉県が管理する指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は利根川圏域、江戸川圏域、東京湾圏域、九十九里圏域、房総圏域の5つの圏域からなり、別表1のとおり構成する。なお、各圏域は別図1に示す範囲とする。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)を協議会に参加を求めることができる。
- 4 協議会の運営にあたって、必要と認める場合は圏域毎に会議を招集することができる。

(減災対策会議の設置)

第5条 水害リスクは各河川において異なることから、地域の実情に対応した取り組みを検討するため、減災対策会議を各土木事務所に設置する。

- 2 本会議の構成は管内市町村及び指定水防管理団体とし、会議の運営等に関する必要な事務は各土木事務所の調整課が行う。
- 3 土木事務所は、必要に応じて第2項によるもの以外の者に参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年出水期前に土木事務所ごとに減災対策会議を開催し状況の共有を図った上で、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会の資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の運営等に関する必要な事務を処理するため、河川環境課に事務局を置く。

- 2 事務局は、協議会の開催にあたり補佐に土木事務所を指名することができる。
- 3 圏域ごとに会議を招集する場合も第1項、第2項の規定に準ずる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

別表1（協議会の構成員）

[圏域共通]

気象庁銚子地方気象台長

千葉県県土整備部災害・建設業担当部長

千葉県防災危機管理部危機管理政策課長

千葉県防災危機管理部防災対策課長

千葉県県土整備部河川整備課長

千葉県県土整備部河川環境課長

[利根川圏域]

千葉県東葛飾地域振興事務所長

千葉県印旛地域振興事務所長

千葉県香取地域振興事務所長

千葉県海匝地域振興事務所長

千葉県山武地域振興事務所長

千葉県柏土木事務所長

千葉県印旛土木事務所長

千葉県成田土木事務所長

千葉県香取土木事務所長

千葉県銚子土木事務所長

銚子市長

成田市長

佐倉市長

柏市長

我孫子市長

四街道市長

印西市長

白井市長  
富里市長  
香取市長  
八街市長  
酒々井町長  
栄町長  
神崎町長  
多古町長  
東庄町長  
芝山町長

印旛利根川水防事務組合管理者  
千葉県長沼水害予防組合管理者

オブザーバー

国土交通省利根川上流河川事務所  
国土交通省利根川下流河川事務所  
国土交通省霞ヶ浦河川事務所

水資源機構利根川下流総合管理所  
水資源機構千葉用水総合管理所

[江戸川圏域]

千葉県葛南地域振興事務所長  
千葉県東葛飾地域振興事務所長  
千葉県葛南土木事務所長  
千葉県東葛飾土木事務所長

市川市長  
船橋市長  
松戸市長  
野田市長  
流山市長  
鎌ヶ谷市長  
浦安市長

オブザーバー

国土交通省利根川上流河川事務所  
国土交通省江戸川河川事務所

[東京湾圏域]

千葉県葛南地域振興事務所長  
千葉県君津地域振興事務所長  
千葉県千葉土木事務所長  
千葉県君津土木事務所長  
千葉県市原土木事務所長  
千葉県亀山・片倉ダム管理事務所長  
千葉県高滝ダム管理事務所長

千葉市長  
木更津市長  
習志野市長  
市原市長  
八千代市長  
君津市長  
富津市長

袖ヶ浦市長  
オブザーバー  
関東地方整備局  
水資源機構千葉用水総合管理所

[九十九里圏域]

千葉県海匝地域振興事務所長  
千葉県山武地域振興事務所長  
千葉県長生地域振興事務所長  
千葉県海匝土木事務所長  
千葉県山武土木事務所長  
千葉県長生土木事務所長  
千葉県一宮川改修事務所長

茂原市長  
東金市長  
旭市長  
匝瑳市長  
山武市長  
大網白里市長  
九十九里町長  
横芝光町長  
一宮町長  
睦沢町長  
長生村長  
白子町長  
長柄町長  
長南町長

オブザーバー

関東地方整備局

水資源機構千葉用水総合管理所

[房総圏域]

千葉県夷隅地域振興事務所長

千葉県安房地域振興事務所長

千葉県夷隅土木事務所長

千葉県安房土木事務所長

館山市長

勝浦市長

鴨川市長

南房総市長

いすみ市長

大多喜町長

御宿町長

鋸南町長

オブザーバー

関東地方整備局



別図1 (千葉県分割図)

